

## #09 電子政府

Yutaka Yasuda, 2003 spring term

## 電子政府

- 狭義には
  - 政府システムに対する電子化されたアクセスを可能にするというプロジェクト
- 全体的には
  - 新しい社会を形成する計画の一つの結果
  - 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する
- 2000.11 - IT 基本法  
(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)
- 2001.1 - e-Japan 戦略
- 2003.5.15 - e-Japan 戦略II

## 行政の情報化

- 民間企業などと同じく情報化は行われている
  - 1960年代からの電算機業務導入
  - 1990年代からのパソコン現場導入
  - 1995年以降のインターネット導入
- 官公庁間で温度差あり
  - 1992年特許庁(経済産業省)のオンライン出願
  - 通産省、郵政省、総務庁が先行、他は停滞
  - 「官公庁で、情報化が単なるパソコン導入ではなく『経営問題』のレベルであると認識され始めたのは 2001.1 e-Japan 戦略によってである」  
経産省 牧内勝哉

## e-Japan 戦略

- 世界最先端の情報化国家をめざして策定
  - 「我が国は、すべての国民が情報通信技術 (IT) を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる...5 年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す」
- 長期不況が背景にある
  - 同じ冒頭に「市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し」とも
- 五年計画を僅か一年半で見直し

## e-Japan 戦略

- アクセス網の整備
  - 5年以内に超高速 (30 ~ 100Mbps) 接続網の整備
  - 必要とするすべての国民へ低廉な料金で提供
  - 少なくとも3000万世帯が高速インターネット網に、1000万世帯が超高速インターネット網に接続可能な状態に
- 電子商取引
  - 2002年までに、規制改革、電子契約等法制整備
- 電子政府の実現
  - 2003年までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現
- 人材育成の強化
  - 国民の情報リテラシーの向上、ITを指導する人材の育成

## e-Japan 戦略

- 一年半での見直し
  - 3000万世帯におけるブロードバンド接続可能性は1年(2002.6)で達成
  - だが社会も経済も変わっていない
- インフラはできたが使われていない
  - 実際の加入者数はADSLだけで7,477,945世帯(2003.5.16 現在 [www.soumu.gr.jp](http://www.soumu.gr.jp))
- 世界の速度は更に速い
  - インターネット普及ランキングで13->16位へ後退
- 利益(実益)を伴わせることで活性化

## e-Japan 戦略II

- IT 戦略第一期：基盤整備は達成されつつある
  - インターネット利用環境の整備
  - 世界最安価水準の月額利用料金
  - 電子商取引、電子政府関連の制度整備
- 方策の優先付け、評価等
  - 7 分野での IT 利活用の先導（医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス）
- 新しい IT 社会基盤整備
- 注目：分野として行政が最終にあげられている
  - 基盤を整える phase から利益を産み出す phase へ

## 先導的取組例 (行政)

(末尾にあげられていたが分かりやすいので先に紹介)

- サービス向上
  - 「24時間365日ノンストップ・ワンストップ」の行政サービスの提供と、行政部門の業務効率向上
- 住民の行政直接参加
  - 国民が必要な時に、政治、行政、司法部門の情報を入手し、発言できる、広く国民が参画できる社会の実現
  - 従来は間接政治システムしかなかった

## 先導的取組例 (医療)

- 患者基点の総合的医療サービス、継続的治療等
  - 認証基盤整備、電子カルテのネットワーク転送・外部保存の容認〔2005年まで〕
- 医療機関の経営効率と医療サービスの向上
  - 医療機関情報の国民への開示（第3者機関による審査）
- 診療報酬請求業務の効率化
  - 診療報酬請求業務のオンライン化開始〔2004年度から〕医療機関100%対応可能〔2010年まで〕
  - 電子レセプトを担保にした金融機関からの融資

## 目的かつ手段としての電子化

- 目的は一般的
  - 特に IT 依存のものではない
  - 切り込むための手段として情報化を利用
- 過去に
  - 産業界で業務体制変革のために情報技術を利用した時期もある
  - 業務の機械化と呼ばれたが、実質は業務手続きの明確・単純化だった例が少なくない
  - 単純化して機械処理に乗せる=単純化しないと機械処理に乗せられない

## BPR, APR

- 企業で行われた業務機械化
  - 機械化に際してまず既存業務の内容、組織構造、仕事の流れを分析し、最適化するところからはじめる
  - 1980年代から多く行われたが、限定的なコンピュータ能力にあわせて業務簡略化を要求された
  - 複雑化した業務の簡略化のために機械化した側面もある
  - BPR (Business Process Reengineering) と呼ばれる
  - 機械化は手段でありかつ目的でもある

## BPR, APR

- 政府の業務電子化も同じ
  - APR (Administration Process Reengineering)
- 紙ベースの業務内容をそのまま電子化
  - 電子化の効果が薄い
  - 紙処理をやめられないところに電子化処理の負担が重なるようでは逆効果ですらある
- 例：紙で申告手続き開始、途中で電子化
  - 紙の流れを管理し、保管する義務が残る
  - 情報の発生時点でのデータ化が重要
  - プリントアウトは一時的ハードコピーとする

## 電子政府の進捗と実体

- 「2003年度中に電子政府を構築する」
  - 法制度と技術開発の両面で加速
  - おおむね目処がたっている
- 電子政府の実体とは
  - 最初は電子申請（行政手続きの電子化）
- 法的問題
  - 5万を超える法令に基づく手続きが存在
  - 逐次的に電子化の法令改変を行うのは非現実的

## 電子政府のための法的枠組みの整備

- 2000.5 電子署名法
  - 電子署名に自署や押印と同じ法的効力を与える
  - 帝国データバンクなどが認証局として動き出している
  - 2001.4 より施行
- 2000.11 書面一括法
  - 書面が必要と定めた法律を改正、電子的手段による手続きを許可（約 50 本の法令を改正）
  - 公正証書などは残る
  - 2001.4 より施行
- 2002.12 オンライン通則法
  - 行政手続きを一括して電子的に行うことを認める
  - 2003.2 より施工(予定?)

## それ以外の法的枠組みの整備

- プロバイダ責任法
  - 掲示板などでの名誉棄損を理由に発信者情報の開示が請求できる
- 不正アクセス防止法
- 盗聴法
  - プロバイダに捜査機関が立ち入って通信内容を調査可能に
- 住民基本台帳法
- 個人情報保護法
  - 電子化され蓄積されていく個人情報の利用の濫用を防ぐ
  - 住民基本台帳法と対をなす
  - メディア規制にかかわるとして反対も多かった

## 国民的コンテンツとしての電子政府

- 利用可能性はあるが利用されない
  - コンテンツの不在
  - 電子政府システムは大きなコンテンツ
  - 使うことの利益と使われるための整備の好循環を
- 実施計画と法整備が重要な局面
- 全体像と目的を忘れずに
  - 電子政府は「高度情報通信ネットワーク社会」を形成する過程であり結果の一部である

## デジタルデバイド

- 情報弱者をつくらない
- 利用者の情報ハンドリング能力向上
  - 一般にはリテラシーと呼ぶ？
  - 高校での正課に「情報」が入った
- 普及と共に
  - 「少なくともそれを望む3000万世帯が高速インターネット網に接続可能な状態に」から、「それが無ければ不利益がある状態」への移行
  - 情報サービスのユニバーサルデザイン

## e-democracy

- 住民の行政参加
  - 特に直接参加の可能性に注目
  - 直接選挙などが実現可能になりつつある
- 地方行政
  - 横浜市：電子市役所  
<http://www.city.yokohama.jp/>
  - 各種申請書類が PDF で取得可能
  - ユーザに自由とともに業務負担を渡している

「e-Japan 戦略II (案)」に関するパブリックコメントの募集

19

平成15年5月22日  
内閣官房 IT担当室

現在、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）において、2001年1月に策定された「e-Japan戦略」（本文、概要）の見直しを行い、新たに「e-Japan戦略ⅠⅠ」（本文[PDF]、概要[PDF]）を策定すべく検討を行っているところです。

つきましては、本件につき、下記のとおりパブリックコメントの募集をさせていただきますので、ご意見をお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

締切り  
平成15年6月12日（木）